

令和8年3月3日改訂版

木津川市立高の原小学校 P T A

- 1 PTA会則
- 2 役員・委員選出規定
- 3 PTA慶弔規定
- 4 個人情報取扱規則
- 5 本部役員選挙細則
- 6 学年委員選挙細則
- 7 地域委員選挙細則

木津川市立高の原小学校 PTA 会則

第一章 総則

第1条（名称及び事務所）

本会は、木津川市立高の原小学校 PTA（以下「本会」と称し、事務所を高の原小学校内におきます。

第2条（目的）

本会は、児童の心身共に健全な発達をはかるために、保護者と教職員が協力して、家庭・学校・地域における教育環境の充実に向けて、必要な活動を行います。

第3条（基本方針）

本会は、社会教育法に定められた社会教育関係団体として、上記目的の達成のため、次の方針によって会務を遂行します。

- 1) 会員の総意に基づいて、自主的な活動や運営を行います。
- 2) いずれの宗教及び政党にも偏らず、いかなる団体の干渉も受けません。
- 3) 学校の人事や教育方針、管理・運営には干渉しません。
- 4) 高の原小学校のすべての児童のための活動を行います。
- 5) 会員の自主性を重んじた運営を行います。

第4条（活動）

本会は、次の活動を行います。

- 1) 児童の教育と生活に関わる課題について学習します。
- 2) 会員相互や親子の親睦と、地域との教育つながりを深めるための行事を行います。
- 3) 学校行事に参加、協力します。
- 4) 児童の教育や生活について話し合い、関係機関にはたらきかけます。
- 5) その他、本会の目的を達成するための活動を行います。

第5条（会員）

木津川市立高の原小学校に在学する児童の保護者と、同校に勤務する教職員が、本会の会員となることができます。会員はすべて平等の権利と義務を有します。

第二章 機関第6条（機関）

本会に、次の機関をおきます。

- 1) 総会
- 2) 本部役員会
- 3) 運営委員会
- 4) 高学年・低学年委員会
- 5) 専門委員会
- 6) 地域委員会
- 7) 選挙管理委員会

第7条（総会）

1. 総会は、本会の最高決定機関であり、以下の事項を審議し、決定します。

- 1) 役員承認
- 2) 活動計画及び予算案の審議
- 3) 活動報告及び決算の審議
- 4) 会則の改正

- 5) その他、重要事項の審議・決定
2. 総会は、年1回開催し、会長が召集します。ただし、臨時総会は、会長が必要と認めるとき、または会員の10分の1以上の要求があったとき、開くことができます。
3. 議長・副議長・書記は会長が委嘱し、総会の承認によって就任します。
4. 総会は、出席者と委任状を含め会員の2分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数の賛成で議決します。可否同数の場合は議長が決めます。議決は一家庭一票とします。
5. 総会の議決は、定期総会・臨時総会共に招集による決議、または書面（議決権行使書）議決（電磁的記録を含む）によるものとする。
6. 会長は、事前に議案を会員に通知しなければなりません。

第8条（本部役員会）

1. 本部役員会は、次の本部役員により構成されます。
 - 1) 会長 1名（P1名）
 - 2) 副会長 2名（P2名）
 - 3) 書記 2名（P1名T1名）
 - 4) 会計 2名（P1名T1名）
2. 会長は、本会を代表し、会務を統括します。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に不都合のある時はその職務を代行します。
4. 書記は、本会の議事や活動に関する記録を作成し、会の日常業務を行います。
5. 会計は本会の会計事務を行います。

第9条（委員会）

1. 運営委員会
 - (1) 運営委員会は、次の委員により構成されます。
 - 1) 本部役員
 - 2) 高学年・低学年委員長
 - 3) 地域委員長
 - 4) 選挙管理委員長
 - (2) 本委員会は、総会の決議に従って会務の執行にあたります。
 - (3) 本委員会は、本部役員会が統括します。
2. 学年委員会（学年懇談会）
 - (1) PTA会員の保護者全員の中から、1学年2名ずつの学年委員を選出します。
 - (2) 学年ごとに選出された学年委員と各担任により、高学年委員会および低学年委員会を構成します。
 - (3) 学年委員は、必要に応じて各学年懇談会を開催し、児童の教育や生活、会の活動について会員の意見を求め、要求の把握に努めます。
3. 専門委員会
本部役員会は、活動上必要と認めるとき、総会の承認を経て、専門委員会を設置することができます。
4. 地域委員会
 - (1) 各地域から選出された地域委員と、教職員若干名によって構成されます。
 - (2) 教職員と協力しあい、児童の通学の安全等に努めます。
5. 選挙管理委員会
選挙管理委員会は、本部役員選出にあたり、選出が円滑に行われるよう努めます。

第10条（役員・委員の任期）

役員・委員の任期は、1年とします。ただし、任期途中で欠員の生じた場合の新任役員・委員については、前任者の残任期間とします。

第11条（役員・委員の選出）

本会の役員・委員の選出については、総会の承認により、別途「役員・委員選出規定」を定めることができます。

第12条（会議の成立と議決）

1. 各委員会の会議は、委員の過半数で成立します。
2. 議事は、出席者の過半数で決します。可否同数の場合は議長が決します。

第13条（会議の運営）

1. 各委員会の運営については、運営委員会の承認により別途「運営細則」を定めることができます。
2. 運営委員会を除く各委員会には、委員長・副委員長をおきます。

第14条（顧問）

本会は、会長の委嘱により顧問をおくことができます。

第三章 会計

第15条（会費）

1. 本会の経費は、会費、その他の収入でまかないます。
2. 会費は、月200円とします。ただし、保護者会員の会費は家庭単位で納めます。

第16条（会計）

1. 本会の会計は、総会において議決された予算に基づいて行われます。
2. 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとします。

第17条（会計監査）

本会に、会計監査委員2名をおきます。会計監査委員は、新年度総会において選出されます。

第四章 個人情報の取り扱いについて

第18条（個人情報の取り扱いについて）

個人情報の取り扱いについては別に定める「高の原小学校 PTA 個人情報取扱規則」によります。

第五章 付則

第19条（会則の改定）

本会の会則は、総会で3分の2以上の同意により改正することができます。

付則 本会則は令和元年10月30日改正。（第4. 8. 9条）

本会則は令和8年2月3日改正。（第3. 4. 5. 6. 9. 15. 18. 19条）

本会則は令和8年2月27日改正。（第9条）

木津川市立高の原小学校 PTA 役員・委員選出規定

1 第8条関係（本部役員を選出）

- (1) 本部役員を選出は、前年度末に行います。
- (2) 1年から5年までの各学年1名を選挙管理委員とし、選挙管理委員会を構成します。選挙管理委員の中から、立候補または互選により、選挙管理委員長・副委員長を選出します。選挙管理委員は、各学年候補者の選出及び役職の決定に立ち会い、必要に応じて選挙を行います。
- (3) 本部役員候補者の選出は、事前立候補者を最優先とします。1年から5年までの全会員で、一定期間を設け事前に立候補者を募ります。その後、協議により各学年1名ずつ候補者・補欠者を選出します。互選会により本部役員候補5名・補欠1名の計6名から事前立候補者を差し引いた人数の候補者・補欠候補者を決定します。
- (4) 役職は、5名の本部役員候補の中から、立候補または互選により決定します。
- (5) 選挙管理委員会は、本部役員への信任を、全会員の紙上投票（電子投票を含む）で確認し、会員に報告します。投票は、1家庭1票の無記名秘密投票とします。ただし、投票用紙の配布や回収は、学級担任が代行できます。
- (6) 役員が、転出等により任期途中で会員資格を失ったときは、補欠候補者が繰り上がります。
- (7) その他、詳細は別に定める本部役員選挙細則によります。

2 第9条関係（各委員の選出）

- (1) 学年委員は、年度初めの学年懇談会において、学年の保護者全員の中から、立候補または協議により、1学年2名の学年委員を選出します。2学年にわたって選出された場合は、一方を辞退します。
- (2) 専門委員は、選出された学年委員全員の中から、必要な人数を、年度初めに立候補または互選協議により必要な人数を選出します。このとき、学年ごとに人数の片寄りが生じないようにします。必要な人数を選出できない場合、専門委員を置かないことができます。
- (3) 地域委員は、各地域から児童数に応じて若干名の地域委員を選出します。
- (4) 本部役員・学年委員・地域委員は兼任できません。
- (5) その他、詳細は別に定める専門委員選出細則および地域委員選出細則によります。

3 第13条関係（委員長・副委員長の選出）

- (1) 各学年委員会・各専門委員会・地域委員会・選挙管理委員会はそれぞれの委員の中から、立候補または互選により、各委員長・副委員長を選出します。互選では本部役員・各委員長未経験者からの選出を原則とします。
- (2) 正・副委員長は、兼任できません。

付則 本規定は令和8年2月3日改正。（第2条）

木津川市立高の原小学校 PTA 慶弔規定

1. (総則)

会員及び在学児童の慶弔にともない、次の金品を供えます。

2. (供花料)

会員及び在学児童の死亡の場合、香料 1 万円および供花などを供えます。

3. (その他)

その他、必要に応じて協議します。

付則 本規定は令和 8 年 2 月 3 日改正。(第 3 条削除、第 4 条繰上げ)

木津川市立高の原小学校 PTA 個人情報取扱規則

第1条（目的）

この個人情報取扱規則（以下「本規則」という。）は、木津川市立高の原小学校 PTA（以下「本会」という。）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いに関する基本的事項を定める。本規則により事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報の適正な収集・利用・管理を図り、もってプライバシーの保護を実現する事を目的とする。

第2条（指針）

本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運用管理を行い、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。

第3条（周知）

本会において取得・保持する個人情報の取扱方法については、総会資料または広報資料など適切な方法により会員に周知する。

第4条（管理者）

1. 本会における個人情報保護管理者は、本会会長とする。
2. 個人情報保護管理者は、本会における個人情報の収集、利用、管理および保存ならびに開示および訂正の請求に対し、適正に処理する責務を負う。

第5条（取扱者）

本会における個人情報データベース取扱者は、本会役員・委員長とする。

第6条（利用）

本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- 1) PTA 会費請求、管理業務等に関する連絡
- 2) 本会の事業に関する文書等の送付
- 3) 本会役員・委員・会員名簿等の作成
- 4) 本会役員・委員選出等の推薦活動
- 5) イベントの名簿等の作成
- 7) 広報紙などへの掲載
- 8) 問い合わせまたは依頼等への対応
- 9) その他、事前にお知らせし同意を頂いた目的の場合

第7条（個人情報の利用の制限）

本会は、収集した個人情報を事前に定めた目的以外に利用しない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- 1) 法令に基づく場合
- 2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第8条（個人情報の取得）

1. 本会が取り扱う個人情報を収集するときはあらかじめその個人情報の利用目的を決め

本人に明示の上、同意を得ることとする。

- 1) 氏名
- 2) PTA 役員・委員の履歴
- 3) 会員の子である児童の氏名、学年、クラス、兄弟姉妹
- 4) その他必要とするもので同意を得た事項

2. 前項の規定にかかわらず、要配慮個人情報等を収集する場合は、あらかじめ別途本人の同意を得るものとする。

3. 本会は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については取得しないものとする。

第9条（管理と保管）

1. 個人情報保護管理者は、個人情報の安全確保および正確性の維持のため、次の号に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。

- 1) 紛失、破損その他の事故防止
- 2) 改ざんおよび漏えいの防止
- 3) 個人情報の正確性および最新性の維持
- 4) 不要となった個人情報のすみやかな廃棄または消去

2. 本会は、個人情報の取扱いの全部又は一部を本会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

第10条（保管及び持ち出し等）

個人情報データベース・個人データを取り扱う電子機器等については、次の号に掲げる事項について適正な措置を講じなければならない。

- 1) 個人情報データベース・個人データにはパスワードを設定し管理をする。
- 2) 個人情報データベース・個人データを取り扱う電子機器等は、原則として保管場所から持ち出さない。
- 3) 個人情報データベース・個人データの持ち出し、電子メール添付時などには、パスワードを設定するなど適切な管理をする。

第11条（第三者提供の制限）

1. 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 1) 法令に基づく場合
- 2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

2. 次に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- 1) 本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合
- 2) 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ

め本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

3. 本会は、前項第2号に規定する利用する者の利用目的又は個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

第12条（第三者へ提供に係る記録の作成等）

個人情報を第三者（第11条第1号から第4号の場合及び都道府県、区市町村などの行政機関を除く）に提供したときは、記録を保存する。

第13条（秘密保持義務）

個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第14条（情報開示等）

本会は、本人から保有する個人情報の開示を求められたときは法令に沿ってこれに応じる。

第15条（個人情報の訂正または削除請求）

本会は、保有個人情報の開示を受けた者から、書面または口頭により、個人情報の訂正、追加、削除または利用停止の申出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申出をした者に対し通知するものとする。

第16条（漏えい時等の対応）

1. 本規程に違反する事実または違反するおそれがあることを発見した会員は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。
2. 個人情報保護管理者は、前項による報告内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく個人情報保護委員会に報告するとともに関係部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

第17条（苦情の処理）

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第18条（研修）

個人情報保護管理者は、本会役員、委員、その他個人情報を取り扱う従業者に対して、個人情報の取扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

第19条（改定）

本規則は、法令の改正または実務上の不備が発生した場合には、本会役員会で協議・検討し、改定することができる。本規則を改定した場合は、第3条に定める周知の方法をもって会員へ周知するものとする。

付則 本取扱規則は、令和8年2月3日より施行する。

木津川市立高の原小学校 PTA 本部役員選挙細則

(令和8年3月3日運営委員会承認)

- 1 この細則は、PTA 会則及び役員・委員選出規定に基づき、本部役員の選挙細則を定めるもので、その改廃は、運営委員会が上記規定に則し、適正に行います。
- 2 選挙管理委員会は、次年度本部役員選出にあたり、選出を円滑に行うため、1条に掲げる諸規定及び本細則に基づき、選出の手引きを作成し、選挙管理の指針とすることができます。
- 3 本部役員の選出では、PTA 会員のうち、前年度末に1年から5年に在籍する児童の保護者全員が被選挙権をもちます。ただし、選挙管理委員を除きます。
- 4 本部役員候補者の選出は、事前立候補者を最優先とします。1年から5年までの全会員で、一定期間を設け事前に立候補者を募ります。協議による選出の場合は、本部役員・学年委員・地域委員長・地域副委員長未経験者からの選出を原則とします。
 - ①事前立候補者が6名以上の場合は、互選会の協議により、候補者5名・補欠者1名を選出します。
 - ②事前立候補者が1名以上6名未満の場合は、協議にて、各学年1名ずつ候補者を選出し、互選により事前立候補者を差し引いた人数の候補者と、補欠候補者1名を選出します。
 - ③事前候補者がゼロの場合は、協議にて、各学年1名ずつ候補者・補欠候補者を選出します。選出当日、立候補者が複数の場合は、学年ごとに選挙を行います。各学年1名ずつ選出された計5名の補欠候補者は、互選会にて1名を選出します。なお、事前立候補者が1名以上いる場合は、各学年からの補欠候補者の選出は行わず、本部役員候補者の中から補欠候補者を選出します。

補欠については、本部役員の欠員が生じた場合、その後任となります。任期途中で職務引継ぎは負担が大きいため、後任の役職については、本部役員内で話し合いのうえ、決定します。なお、ねむの木学級からの立候補がある場合、各協力学年からの選出となります。各学年での選出は、原則として、3学期の学年懇談会で行うものとし、その進行は学年委員が協力して行い、選挙管理委員が会員と協力して行い、公正な選挙であることを見届けます。

 - (1) 協議による選出にあたっては、次の各条件にあてはまる会員で辞退の申し出があった人は選出対象外とします。
 - ①本部役員の経験者
 - ②運営委員（各学年委員長・各専門委員長・選挙管理委員長・地域委員長）の経験者で、任期年度を含め6年間が経過していない人
 - ③学年委員・地域副委員長の経験者で、任期年度を含め3年間が経過していない人
 - ④転出予定のある家庭
 - ⑤4歳未満の子のいる家庭
 - ⑥妊娠中の人
 - ⑦当校外で次年度 PTA 本部役員に選出された人ただし、選出対象外とするのは、本人の申し出によるもので、再任を妨げるものではありません。
 - (2) 協議による候補選出にあたっては、欠席者を含め、個々の事情をよく考慮し、責任をもって選出します。辞退の申し出があって、選挙管理委員会が申し出をした会員について役員をするのが困難と判断した場合、プライバシー保護の観点から選挙管理委員もしくは学校内、もしくはその両方の協議にとどめるときがあります。
 - (3) 兄弟姉妹の子どもがいる保護者は、上の学年から選出されることを優先します。ただし、立候補により選出された場合は、その学年を優先します。

- (4) ある学年において、本部役員対象者がゼロの場合、その学年に限り、(1)の③の委員経験者も対象者としますが、過去の委員経験の回数、時期について十分な配慮を行うこととします。
- 5 各学年での候補選出に先立ち、選挙管理委員会は立候補制度を設け、周知します。
- 6 信任投票による補欠候補を含む本部役員候補の承認は、有効投票の過半数を必要とします。
- 7 選挙管理委員会は、本細則2条によるほか、1条に掲げた諸規定ならびに本細則に基づき、必要に応じて、実施方針や選挙運営に関わる調整と決定を行うものとします。
- 8 本細則は、令和8年3月3日より施行されます。

木津川市立高の原小学校 PTA 学年委員選挙細則

(令和8年3月3日運営委員会承認)

- 1 この細則はPTA 会則及び役員・委員選出規定に基づき、学年委員の選挙細則を定めるもので、その運用・改廃は運営委員会が上記規定に則し適正に行います。
- 2 学年委員の任期は1年で、1年から6年までの各学年のPTA会員の保護者全員が、委員の候補となります。
- 3 年度初めの学級懇談会において、1学年2名の学年委員と、1名の補欠をそれぞれ選出します。
- 4 学年委員の選出は、新年度本部役員会が統括し、各学年の議事進行は、前年度学年委員が行います。
 - (1) 学年委員の選出は、立候補または協議により行います。協議では、本部役員・学年委員・地域委員長・地域副委員長未経験者からの選出を原則とし、学年懇談会欠席者も候補として含め、個々の事情をよく考慮し、責任をもって選出します。
 - (2) 複数学年にわたって同一保護者が協議により選出された場合は、上の学年を優先するものとします。ただし、立候補による場合は、立候補した学年を優先します。
 - (3) 立候補は、1年から6年までのいずれか一つの学年のみとします。
 - (4) 協議による選出にあたっては、次のいずれかの条件にあてはまる会員で辞退の申し出があった人は選出対象外とします。
 - ① 1歳未満の子のいる家庭
 - ② 妊娠中の人
- 5 学年委員が転出等により任期途中で退任した場合、補欠が後任学年委員となります。
- 6 ねむの木からの選出について（定数1名）

学年委員は、運営委員会の委員になる権利を有します。
所属は、本人からの特別な申し出がない限り、学年委員会とします。
- 7 本細則は令和8年3月3日より施行されます。

木津川市立高の原小学校 PTA 地域委員選挙細則

(令和 8 年 3 月 3 日運営委員会承認)

- 1 この細則は PTA 会則及び役員・委員選出規定に基づき、地域委員の選挙細則を定めるもので、その運用・改廃は運営委員会が上記規定に則し適正に行います。
- 2 地域委員の任期は 1 年とし、1 年から 5 年までの P T A 会員の保護者全員が、委員の候補となります。
- 3 地域委員は、前年度末に地域単位で選出します。各地域の選出方法については、地域委員会の統括により、各地域の独自性を尊重します。
- 4 地域委員が転出等により任期途中で退任した場合、補欠が後任地域委員となります。
- 5 本細則は令和 8 年 3 月 3 日より施行されます。